令和６年５月１３日

大阪府教育委員会会議会議録

１　会議開催の日時

　　令和６年５月１３日（月）　　午後２時00分　開会

午後２時30分　閉会

２　会議の場所

委員会議室（府庁別館６階）

３　会議に出席した者

|  |  |
| --- | --- |
| 教育長 | 水　野　達　朗 |
| 委員 | 中　井　孝　典 |
| 委員 | 井　上　貴　弘 |
| 委員 | 岡　部　美　香 |
| 委員 | 森　口　久　子 |
| 教育監 | 大久保　宣　明 |
| 理事兼教育次長 | 東　口　勝　宏 |
| 教育センター所長 | 酒　井　　　智 |
| 教育総務企画課長 | 平　田　誠　和 |
| 高等学校課長 | 林　田　照　男 |
| 支援教育課長 | 御手洗　英　樹 |
| 教職員人事課長 | 岸　野　行　男 |

４　会議に付した案件等

* 議題１　令和７年度使用府立学校教科用図書採択要領について

５　定足数確認

（事務局）

それでは、定刻になりましたので5月の委員会会議を開催いたします。本日もYouTube配信を行っておりますので、ご発言の際はマイクを通してお願いいたします。それでは教育長お願いいたします。

（教育長）

はい、それでは開会にあたり定足数を確認します。事務局いかがでしょうか。

（事務局）

はい。本日は教育長および委員の計6名のうち5名が出席しており、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

（教育長）

はい、ありがとうございます。それでは、定足数を満たしているため、ただいまから会議を開きます。

６　議事等の要旨

(1)会議録署名委員の指定

井上委員を指定した。

(2)４月22日の会議録について

全員異議なく承認した。

(3)議題の審議等

◎議題１　令和７年度使用府立学校教科用図書採択要領について

【議題の趣旨説明（高等学校課長）】標記につき、定める件である。なお、最終的な教科用図書の採択は、校長の選定をもとに、８月の教育委員会会議において決定する予定である。

【質疑応答】

（教育長）

はい、それではただいまの説明についてご質問ご意見あわせてお伺いできればと思います。挙手でお願いいたします。井上委員。

（井上委員）

説明ありがとうございました。プロセスについて異を唱えるものではないのですけれども、今回調査研究する教科書は全部で何点あるのですか。

（高等学校課長）

今年は挙がっている教科書が少なく、1点です。

（井上委員）

さきほどの1点だけですか。わかりました。以前たくさん挙がっていたのは、そういう時期であったということですか。

（高等学校課長）

はい、4年サイクルで回ってきますので、井上先生がご心配いただいている、4年前は検定の件数が一番多く、その年が311冊でした。今年は1冊ですが、来年が4年後になりますので、来年は311冊を見ていただいた分の教科書が再検定になるということです。今年はたまたま件数が少ないとご理解をいただけたらと思います。

（井上委員）

はい、わかりました。ありがとうございます。毎年意見を言わせていただいて、またかというご意見があるかもしれないですけど、教科書検定に関して、僕は感覚値なので、事務局の皆さんは本当に実体験としてあるかもしれないですが、誤字脱字やスペルミス等、あり得ないものが結構あると思っています。僕は、検定は何を検定しているのか、おそらく文科省は内容を検定しているということなのかもしれないのですけれども、教科書会社もちゃんと誤字脱字やスペルミス等をチェックしてないのではないか、文科省もそれは誰か他の人がやるのではないかと、僕の感覚で言うと、全国の都道府県の教育委員会事務局が見つけてくれる前提でやっている、その制度が成り立っていないのではないかと感じるぐらい、教科書の誤字脱字が多かったり、英語の表現が間違っていたり、例えば、僕の記憶の中では、商業の教科書の中で、経営の中で一回も使っていない用語が教科書に出てきたことがありました。特に誤字脱字ですよね。あと、英語の間違った表現。

何度か申し入れしていただいていると思うんですけど、もちろん人間がやるのでミスはあるかもしれないですが、僕はミスが多いかなと思っています。

来年検定がたくさんあるのであれば、何か違う仕組みを申し入れてもらえないかと思います。何度も申し上げますが、教育委員会事務局の方々、全国の方々がチェックをする前提になっているとしか捉えられないほどミスが多く、そうなると、それが減るだけで、皆さんの労働時間も減りますし、また、労働時間が加算されて残業代がかさむことになると、これも税金を使っているわけですので、ここをしっかり削減するような仕組みを教科書会社や文科省に考えていただきたいと思います。もしこれが、仮に都道府県の教育委員会事務局が全部やるということが前提になっているのであれば、全国の都道府県が同じようなことをやる場合、協力して業務効率化できないか、申し入れてもらいたいと思います。

ただ、僕はその教科書会社の収益状況を全然知りませんので、教科書会社である出版社にとって、教科書事業は儲からない事業で、儲からないから事業に参画してもらっているというのであれば、ある程度仕方ないかとも思うのですが、実はかなり利益が上がっているということであれば、もう少し教科書事業に参入してもらう教科書会社をしっかり選んでいくとか、もしくは他の教科書出版社にも参画を促す等により是正をしていくことはとても大切だと思います。高校であれば、教科書は親御さんがお金を払って買うものですから、また、小中学校であれば教科書は税金で賄われてるところがあります。普通の本屋さんに並んでいる参考書であれば、このような誤字脱字はまずあり得ないだろうというものを何度も見てきてますから、今一度、文部科学省に申し入れていただけないかというのが、お願いです。以上です。

（教育長）

はい、ありがとうございます。それでは他の委員はいかがでしょうか。中井委員。

（中井委員）

1点質問をさせていただきたいのですが、高等学校の場合は、最後に学校長が決裁し、教科書を採択することになると思うのですが、府立の併設型中学校の場合も、そのような仕組みは一緒なのですか。

高等学校の場合は、校内に教科図書選定委員会を作り、一般的には教科主任が出てきて話し合って決めて、最終的には学校長が決裁する形になると思うのです。小中学校の場合は、その地域の教育委員会が、最終的にその地域全部の教科書を決めます。そのあたりに少し違いがあると思うのですが、中高一貫校の併設型中学校の教科用図書の決め方について、併設型は中学の教員の人数も少ないわけですから、教科書の偏りみたいなものが生じないかという心配があるので、仕組みとしてはいいのですが、学校長にしっかり目を通してもらいたいと思いますので、そのあたりについて助言等をしていただきたいと思っております。以上です。よろしくお願いします。

（教育長）

はい。それでは答弁を、林田課長。

（高等学校課長）

ご質問ありがとうございます。

併設型中高一貫校の取組みですが、資料1－6、別添3に見取り図がございます。委員がおっしゃられたように、小学校、中学校につきましては、基本的に、市町村教育委員会が一括して対応することになっておりますけれども、府立中学校の場合には、府の高校と同じ見取り図はなるのですが、ただ、府の高校と少し違いまして、大阪府教科用図書選定審議会を立ち上げまして、そこに諮問をして、答申を受ける形をとっています。基本的には、府の責任、学校の責任において選定、採択される形になります。

（中井委員）

ご説明ありがとうございました。そうですよね。大阪府の教科用図書選定審議会があることは承知をしております。

ただ、先ほど申し上げたのは、市町村では、かなり広い地域の小中学校の教科書を、かなり苦労して、地元の教育委員会の方々が目を通して、目を皿のようにして、何重もチェックして教科書を選定されていくイメージを私は持っているのですが併設型の中学校でしたら、教員の数も非常に少ないので、そのあたりのことが少し心配なので、学校長がきちんと最後に目を通して、教科書を隅々まで見て、この教科書は本校に合っているということで、自信を持って出してもらえるように、選定委員会任せではないように、ぜひご指導よろしくお願いしたいと思います。以上です。

（教育長）

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に移らせていただきます。議題1について、原案通り賛成の場合は、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、原案通り決定いたします。

７　4月教育委員会議における質問への回答

（教育長）

続きまして、前回の委員会会議の報告事項２の「教職員の懲戒処分の状況について」の中で、森口委員から、教員になる前の段階で、教職課程を取っている学生に対して倫理感を培うような教育がなされているのかどうかという点についてご質問をいただいておりました。これについて、担当課から回答をお願いします。岸野教職員人事課長。

（教職員人事課長）

はい、教職員人事課よりご説明させていただきます。教育庁における本採用前の取組みとしまして、まず大阪府公立学校教員採用選考テスト合格者、要は採用予定者を対象とする合格者セミナーにおいて、学校現場や教員の仕事を具体的に知っていただくとともに、教員としての心構えや実践的な知識の習得など、大阪府公立学校教員としてのスタートに向けたサポートを行っております。

また、文部科学省のホームページの教員に対する啓発動画の紹介を行うなど、啓発を行っているところです。今後も他団体の取組み等、色々と参考になる意識啓発、非違行為の防止のための取組みを参考に、様々な取組みを進めていきたいと考えております。

なお、各大学の教職課程において、教職の意義及び教員の役割、職務内容の習得の他、例えば、教育実習時にはあらかじめ教育実習生として遵守すべき義務や、その責任の自覚についてご指導いただいているところです。説明は以上となります。

（教育長）

はい、これは前回の森口委員からのご質問に関してのお答えですが、他の委員の皆様、森口委員も含めていかがでしょうか。何かご質問等ございましたら挙手でお願いします。森口委員。

（森口委員）

ご説明ありがとうございました。教育実習の段階から、採用試験に合格した後も、研修の課程があるということを理解しましたので、より一層その研修の幅を広げていただけたらと思います。

これは質問ではないのですが、昨今、何気なく撮った写真の色々なところに写り込むということもよく耳にします。教職員が、学校現場でご自身のスマホをどのように管理しておられるのか、規定等がありましたら、今後、何らかの時点でお知らせいただけたら、参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（教育長）

はい、ありがとうございます。他の委員はいかがでしょうか。この件はよろしいですか。ちなみに、今、ガイドラインがあるかという質問にもなったかと思うのですが、スマホのルール等、現段階でお答えできますか。林田課長。

（高等学校課長）

教員がスマホを使う上でのガイドラインは、スマホは個人で持つものであるということもあり、このように活用してくださいというガイドラインをお示ししているという状況ではありません。

（教育長）

ありがとうございます。森口委員。

（森口委員）

ガイドラインという意味ではなく、学校の仕事の現場に、教員が個人のスマホを何気なくポケットに入れたり、学業上必要だと思って生徒の写真を撮ったり、という場面が万が一あったら、写真が外部に出てしまうこともゼロではないので、現場に教員が個人のスマホを持ち込める状況にあるのかどうか、そのあたりにルールがあるのかお聞きできればと思っておりました。またお調べいただきましたらと思います。よろしいでしょうか。

（教育長）

よろしいですか、林田課長。

（高等学校課長）

ルールという観点でいきますと、スマホの使い方のルールは基本的にはないのですが、ただ、スマホで映された子供たちの姿、映像が個人情報にあたることについては、各学校全ての教員に説明をしています。つまり、個人情報に関わるものの扱いについては、教員は理解をしておりますので、そのことと兼ね合わせますと、スマホの使い方についても、ある程度、個人情報との絡みの中で理解は進んでいるものと理解しております。

（教育長）

森口委員。

（森口委員）

はい、わかりました。ご説明ありがとうございます。

（教育長）

他の委員の皆様いかがでしょうか。井上委員。

（井上委員）

先生方のスマホのガイドラインがあまりないということなのですが、先生方が持っているスマホは個人のスマホであり、府の教育庁から業務のために支給されたスマホはないということなのでしょうか。それと、先生方は、個人のスマホで業務の連絡のやり取り等をしていないということですか。

（教育長）

林田課長。

（高等学校課長）

現段階で、個人のやり取りをスマホでしてはならないところまでいってないので、緊急の場合等、活用されているケースはあろうかと思います。

（教育長）

井上委員。

（井上委員）

すると、もちろん一番いいのは、本当に業務上必要であれば、府の教育庁からスマートフォンを支給するのが筋だと思います。企業等では、会社の連絡は会社支給のスマホですることになっていて、個人持ちのスマホであれば、会社から一定の許可をもらって登録して、会社の業務のやり取りをするという企業がほとんどなのかと思うのですが、そのあたりのガイドラインは、やはりしっかり作っておかないといけないと思うのです。

おそらく、問題になってくるのは、個人の携帯なのに、業務上の公的な情報のやり取りをしていいのか、漏えいしないのかという問題点もあると思います。また、費用負担ですが、通信費がかかったときに、業務なのか業務外なのかということも出てくるだろうと思います。また、もう一つ、学校の先生の問題でいうと、非常に難しいのが、例えば企業だと、9時から6時までが業務時間となります。企業によって様々だと思いますけど、6時以降に自宅にいてでも、緊急の事態で、色々なメッセンジャーでやり取りをして業務をこなした場合、勤務時間外としますということもありうるだろうと思うのです。学校の先生はそこの規定がありませんから、そうなると勤務に該当するのかしないのかということも出てくると思います。

だから、ある程度しっかりしたルールを作っていくべきかと思っていますので、勤務時間に該当するか、もう少し大きな話かもしれないのですが、まずはその個人の携帯で校務上の情報のやり取りをすることがいいのか悪いのか、いいのであれば、個人の携帯電話を業務上使う企業あれば、会社に申請をするというのが多いのですが、そういったこともしっかりやっていかないと、情報の漏えいであったり、先生方から不満が出る可能性があると思いますので、整備された方がよいのではないかと、お話を聞いて思いました。

（教育長）

はい、ありがとうございます。それでは他はいかがでしょうか。それではこの件については終了いたします。本日の議事は以上であります。

８　次回の教育委員会会議の予定について

（教育長）

次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

（事務局）

はい、次回会議は6月24日月曜日、14時からの予定です。

（教育長）

はい、次回は6月24日月曜日、14時からの予定となっております。それでは本日の会議を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

以上